

第5回桐生市下水道使用料審議会 議事録

1. 日時 令和7年10月22日 午後1時30分から2時30分まで
2. 場所 水道庁舎 第3会議室
3. 出席者
 - (1) 委員 13名中9名出席
 - (2) 事務局 水道局長、下水道課長、下水道課業務係長、工務係長、維持係長、境野水処理センター所長、境野水処理センター施設係長、業務係

4. 審議会

(1) 審議会

① 答申書（案）について

会長：「審議内容（1）答申書（案）について」ご意見を伺います。前回の審議会後に提出いただきましたご意見を反映した（案）と、本日欠席された委員さんから事前に提出いただきました意見書等を反映した別紙を配付いたしました。

はじめに、A委員さんから提案いただきました「4.」の「市民の更なる負担増加を抑制するという観点に立って」の文言変更についてです。

市民負担は桐生市に関わらず、どの自治体でもあり得ることであり、「負担増加を抑制する」より市民負担に理解を求めるような直接的な表現が望ましいのではないかとのご意見を受け、「市民負担の更なる増加について理解を求める必要があり、適切な措置を計画的に実施していくことが望ましいと考える」に変更いたしました。より分かりやすい表現になったと思います。次に、事務局から提案がありました「3.」についてです。「経費削減成果を毎年記録保存していただきたい」の文言を「経費削減の取り組み結果を毎年記録保存していただきたい」に変更するものです。事務局から説明願います。

事務局：ご説明いたします。変更前の「経費削減成果」ですと、単価や汚泥搬入量等の影響により、節電対策の結果が「成果」に結びつかない場合も想定されるため、「成果」を「取り組み結果」とし、「経費削減の取り組み結果を毎年記録保存して」と文言を変更していただきたいと考えております。

会長：この2点の変更はよろしいでしょうか。

各委員：はい。

会長：次に、B委員さんから答申書（案）のおわりの部分に、「下水道使用料の減免や補助について検討するべき」という文言を追記して欲しいとの意

見を伺いました。

私も事務局に確認したと記憶しておりますが、下水道使用料の減免や補助を受けられているのは現状銭湯のみでしたよね。

事務局：はい。補助は銭湯の3件のみです。桐生市下水道条例上は特に規定はされておりません。前回B委員さんから報告いただいた太田市、前橋市、高崎市、伊勢崎市の公衆浴場用の使用料について、別途条例に規定されている理由や経緯等を確認いたしましたところ、古くからあるため分からないと回答でした。推測の域を出ませんが、新しく条例改正で追加されたものというよりは各市の地域状況に沿って条例制定の頃から規定されていたのではないかと思われます。

会長：ご意見のとおりに「減免や補助について検討するべき」という文言を、業種を限定せずにそのまま追記した場合、対象の範囲が拡大されるということになりますね。

事務局：はい。現状の条例にも使用料の減免規定はございますが、「公益上その他特別の事情があると市長が認めるとき」と限定的であり、具体的な表現は含まれておりません。

会長：皆さんいかがでしょうか。ご意見伺いたいのですが。

委員：B委員さんも真剣にこの問題について提案されました。それを踏まえ、答申書（案）に反映させることが全体の結論であったと思います。減免や補助等の具体的な表現でなくとも、意見が出たことや検討するという表現を反映した答申書（案）にするべきではないかと考えます。

委員：文言を入れた場合は、減免や補助の可能性があるということを認めることになりますか。

事務局：審議会の意見として答申書（案）に記載したものが必ず条例に追加されることではありません。条例追加となる場合、条例案を作成し議会に伺うことになります。条例に含める必要があるものかどうか等の検討がなされ判断されるものと思います。

会長：今回は「下水道事業のあり方」について、事実に基づいて答申するものです。答申書（案）の1に使用料改定の必要性について記載し、使用料単価140円の根拠資料として、公営企業会計移行前後4年、計8年間の「汚水処理原価等の推移」を添付したいと思います。

また、「下水道事業のあり方」の表現には減免や補助の検討の意味も含まれるということで考えておりましたが、それでよろしいですか。

委員：「多角的に」のような網羅する意味を含む文言を追加するのはいかがですか。

会長：そうですね。

事務局：おわり部分に「多角的に」の文言を追加し、下水道事業のあり方と共に「多角的に」検討するべきと変更するということでよろしいですか。

各委員：はい。

会長：その他ご意見ございますか。

委員：「はじめに」の中の「前回の改定」とは令和2年のことですか。

事務局：段階的に実施した3回の料金改定が含まれます。

委員：「これまで」の方が分かりやすいような気がします。

事務局：「これまでの改定」に変更ということでよろしいですか。

各委員：はい。

会長：桐生市の人口減少については、どちらに記載されている内容でしたでしょうか。

事務局：令和6年度末改定の経営戦略に掲載し、ホームページにて公開しております。人口減少については、令和2年度改定の桐生市人口ビジョンを基に作成しております。事業計画は10年毎、経営戦略は5年毎の改定となります。経営戦略改定に併せて使用料改定の協議・検討を継続的に行うこととなります。

会長：分かりました。答申書（案）の添付資料はこのままで皆さんよろしいでしょうか。

各委員：はい。

委員：審議会に出席して感じたことを少しお伝えしたいので、少々お時間いただけますでしょうか。

会長：はい。

委員：テレビで報道された八潮市のような下水道管の管理は、桐生市では下水道課の管轄になるのですか。

事務局：はい。下水道管の維持管理は私共下水道課が担当させていただいております。今回の八潮市の件を受けて、30年以上経過した管の調査を開始するところです。

委員：今回下水道施設を見ましたが、老朽化も含め現状を市民に確認してもらうことは重要だと感じました。インフラ整備は、我々市民の生活に直結する重要な仕事であること、職員の方々はその専門家であることを改め

て自覚いただきたいと思います。審議会の配布資料からも真剣に取り組まれていることは分かるのですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

会長：他にありますか。それでは今回の変更を反映した答申書を作成し、皆さんに配布し確認いただきたいと思います。

事務局：事務局から今回の修正を反映した答申書を皆さんお送りいたしますので、誤字・脱字等、内容の確認をいただきたいと思います。

会長：答申書には委員名簿も添付されますか。

事務局：委員名簿も添付し提出することになります。

会長：審議会の議事録もホームページで公開されますか。

事務局：はい。現在第3回審議会まで資料を含めて公開しております。議事録には発言された委員さんの氏名は記載されておりません。

委員：答申書は時系列的に市長さんへ提出してからホームページへ掲載する流れになりますか。使用料の改定については、広報やホームページで周知されるという認識でよろしいでしょうか。

事務局：はい。答申書は市長へ提出した後、ホームページに公開いたします。使用料改定については、議会での承認を得た後、来年度1年間の周知期間を経て改定する流れとなります。

委員：前橋市では料金改定の際に説明会を開催していたようですが、そのような予定はありますか。

事務局：現状ではそこまでの予定はしていません。ホームページの他にふれあいメールや検針票においても、令和9年4月の使用料から使用料改定となる旨ご案内する予定であります。

委員：改定による負担増は500円でよろしいでしょうか。

事務局：1か月あたり最大500円の負担増となります。

会長：皆さんご質問ございますか。よろしいですか。それでは議長の座を降ります。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。以上で第5回下水道使用料審議会を終了させていただきます。委員の皆さんには、昨年11月から1年間に渡り、5回の審議会にご出席いただき、ありがとうございました。

答申書につきまして、皆さんにもう一度ご確認いただきました後、市長への答申を行うこととなります。答申日程が決まりましたら、お知らせをさせていただきます。その際、改めて「答申書」を同封いたしますので、ご確認の程よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、「令和6年度・7年度桐生市下水道使用料審議会」を終了させていただきます。

皆様からいただきましたご意見を今後の下水道事業に生かし、安定的な事業運営ができますよう努めていきたいと思います。誠にありがとうございます。